

意見一覧

No.	条項	意見	答申内容
1	<p>(町民参加の基本)</p> <p>第 12 条 町民は、美幌町の自治の主体であるという基本原則に基づき、町政に参加することを基本とします。</p> <p>2 議会及び行政は、広く町民の意見等を求め、町政に町民の意思を反映することを基本とします。</p> <p>3 議会及び行政は、町政へ広く町民が参加する機会を保障します。</p> <p>4 議会及び行政は、町民が町政への参加又は不参加を理由として不利益を受けないよう配慮するものとします。</p> <p>5 次世代の担い手である青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしい方法により町政に参加できるものとします。</p>	<p>取組状況については、H29 年以降実施できていないようなので、同様の取組を実施すると思います。</p> <p>18 歳選挙権行使の啓蒙活動の取り組みについて</p>	<p>1 第 12 条 (町民参加の基本)</p> <p>青少年及び子どもの町政の参加について、今後もそれぞれの年齢にふさわしい方法により町政に参加しやすい取組みの推進を図っていただきたい。</p>
2	<p>(町民参加の対象)</p> <p>第 13 条 行政は、次の事項を実施するときは、町民参加を求めるものとします。</p> <p>(1) 総合計画の基本構想及び基本計画並びに各施策の基本となる計画の策定又は見直し</p> <p>(2) 政策に関する基本方針を定め、又は町民に義務を課し、若しくは町民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正又は廃止</p> <p>(3) 町の施設の新設、改良又は廃止の決定(ただし、別に規則で定める場合を除きます。)</p> <p>(4) 広く町民が利用する町の施設の利用方法の決定</p> <p>(5) 事務及び事業を効果的かつ効率的に推進するための外部評価の実施</p> <p>(6) 町民の生活に大きな影響を及ぼす施策の決定</p> <p>(7) 前各号のほか、町民参加が有効と思われる事項</p> <p>2 行政は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれ</p>	<p>町民参加の対象として、条文中に「各施策の基本となる計画の策定又は見直し」についても町民参加を求めるとしておりますが、現状は「各施策の基本となる計画」の範囲が不明確であるため、運用面での整理をお願いしたい。</p>	<p>2 第 13 条 (町民参加の対象)</p> <p>町民参加が必要なものとして、各施策の基本となる計画の策定や見直しについて挙げられていますが、どの計画が町民参加の必要な計画であるかなど、わかりづらい面がありますので運用面での整理に努められたい。</p>

No.	条項	意見	答申内容
	<p>かに該当するときは、町民参加を求めないものとします。</p> <p>(1) 軽微なもの (2) 緊急に行わなければならないもの (3) 行政内部の事務処理に関するもの (4) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの</p> <p>3 行政は、第1項の規定にかかわらず、町税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの(地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第3項又は第7項の規定により新たな税目を起こす場合を除きます。)は、町民参加を求めないことができます。</p> <p>4 行政は、前2項の規定により町民参加を求めなかった場合において、行政が必要と判断したとき又は町民からその理由を求められたときは、その理由を公表しなければなりません。</p>		
3	<p>(提出された意見等の取扱い)</p> <p>第15条 行政は、町民参加によって寄せられた意見等を総合的に検討するものとします。</p> <p>2 行政は、意見等の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公表するものとします。ただし、美幌町情報公開条例(平成12年美幌町条例第4号)の規定により公表することが適当でないと認められるときは、この限りではありません。</p> <p>(1) 意見等の内容 (2) 意見等の検討結果及びその理由</p>	<p>町民参加で寄せられた意見については、検討後に公表するものとしていますが、逐条解説において公表方法で「情報コーナー等」と記載がありますが、新庁舎において情報コーナーがない。</p>	<p>3 第15条 (提出された意見等の取扱い)</p> <p>町民参加によって寄せられた意見等については、検討後に公表するものとしており、逐条解説には、「ホームページや情報コーナー等で広く町民へ公表する」と記載されていますが、現在、情報コーナーが設置されていないとのことですので、広く町民へ公表するためにも、情報コーナーを適切な場所に設置していただきたい。</p>

No.	条項	意見	答申内容
4	<p>(審議会等の委員の選任)</p> <p>第 16 条 行政は、行政運営に公平で、かつ、広く町民の意見等が反映されるよう審議会等の委員の選任について、次の事項に配慮するものとします。</p> <p>(1) 町民のうちから公募により選任された委員が含まれることを原則とすること。</p> <p>(2) 幅広く人材を確保するため、委員の就任期間又は他の審議会等との重複を必要最小限とすること。</p>	男女比率の明記、高校生の選任	<p>4 第 16 条 (審議会等の委員の選任)</p> <p>女性委員の割合については、美幌町附属機関等の設置及び運営に関する指針に基づき、30%以上となるよう努めるものとしていますが、将来的に女性委員の割合を求める規定がなくなるような取組みや、青年層の参画が図られるような取組みを推進していただきたい。</p>
5	<p>(行政手続)</p> <p>第 40 条 行政は、町民の権利利益の保護に資するため、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図ります。</p> <p>2 行政手続に関して必要な事項は、別に条例で定めま</p> <p>す。</p>	ペーパーレスによる届け出(北見市を参考に)	<p>5 第 40 条 (行政手続)</p> <p>行政手続きについて、先進自治体の取組みを参考にするなど、窓口サービスの向上や申請手続きの簡素化・効率化が図られるような取組みを更に推進していただきたい。</p>
6	<p>(国際社会との交流及び連携)</p> <p>第 47 条 町民、議会及び行政は、国際的な視点で物事を考えることの重要性を認識し、積極的に国際社会との交流及び連携を図るとともに、そこから得られた知恵や情報を課題の解決に活かすものとします。</p>	ケンブリッジとの友好姉妹都市提携 の他、今後も様々な分野において国際社会と関わっていくことが必要	<p>6 第 47 条 (国際社会との交流及び連携)</p> <p>国際社会との交流及び連携について、今後も様々な分野において多くの地域の人々と交流及び連携を図り、まちの課題解決に繋がるような取組みを推進していただきたい。</p>